

第3回年金事業管理部会(平成26年7月22日)提出資料

年金記録の訂正手続の創設について

年金記録の訂正手続のポイント及び主なスケジュール

1. 年金記録の訂正手続のポイント

- 年金個人情報(国民年金及び厚生年金保険の原簿記録)について、被保険者等による訂正請求を可能とし、民間有識者の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を整備する。
 - ・ 年金記録の訂正請求権を被保険者等に付与すること
 - ・ 事実関係をできる限り明らかにするために、厚生労働大臣が関係機関に資料提供等を求める規定を設けること
 - ・ 民間有識者からなる合議体の審議によって、厚生労働大臣が訂正決定を行うこと
 - ・ 決定に不服がある場合は、不服申立手続や司法手続にも移行可能とすること

2. 主なスケジュール

- 平成27年1月 社会保障審議会の下に新たな分科会(「年金記録訂正分科会」(仮称))を設置
- 〃 3月 年金事務所における年金記録の訂正請求の受付等の開始
- 〃 4月 各地方厚生(支)局において審議を開始

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 〈抜粋〉

平成26年6月3日 参議院厚生労働委員会

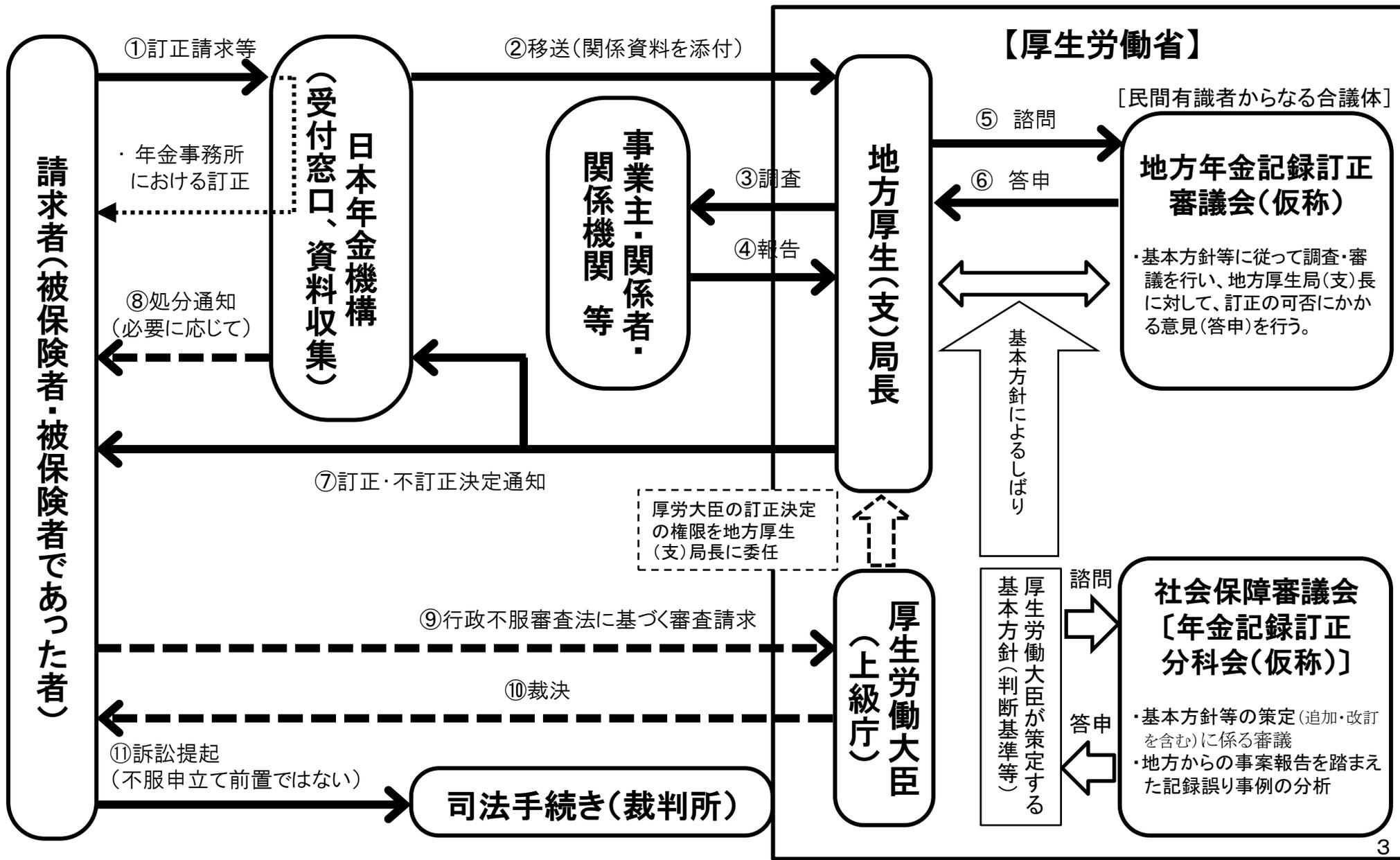
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

(略)

三、年金記録の訂正手続については、民間有識者からなる合議体の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を創設するに当たって、年金記録確認第三者委員会による手続と比較し国民に不利益が及ばないよう適切な制度及び体制の構築を行うとともに、未統合記録のうち未解明な年金記録については、今後も解明に向けた継続的な取組を実施すること。

(以下省略)

年金記録の訂正手続の流れ



年金記録の訂正手続の施行について①

1. 基本方針等の策定

- 年金記録の訂正手続において、訂正決定の公平性・透明性を確保するため、厚生労働大臣が訂正に関する基本方針を定めることとしている。
 - 基本方針等においては、主として以下の内容を策定する予定。
 - ① 訂正手続における基本的な考え方
 - ② 訂正の可否にあたっての判断基準
 - ③ 審議にあたって調査する対象と調査事項
 - ④ 「地方年金記録訂正審議会(仮称)」(民間有識者からなる合議体)の運営方法、審議手続 など
 - これらの基本方針等については、社会保障審議会の下に「年金記録訂正分科会(仮称)」を設置して審議(諮問・答申)する予定。
- ※ 基本方針等については、現在、総務大臣が定める「年金記録に係る申立に対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年総務大臣決定)を基本として策定する予定。
- ※ 現在、年金記録確認第三者委員会のあっせんによる訂正以外にも、年金記録回復の迅速化を図るため、年金事務所段階において訂正することができる場合の基準要件について、「回復基準」として定められているところ。新たな訂正手続においても、このような場合の基準要件を「訂正処理基準」として定め、手続に取り入れる予定。

年金記録の訂正手続の施行について②

2. 審議会の役割・委員構成・運営

- 「年金記録訂正分科会(仮称)」… 社会保障審議会の下に設置(厚生労働本省)
 - ・ 厚生労働大臣が定める訂正に関する基本方針等の策定に係る審議(諮問・答申)
 - ・ 地方からの事案報告を踏まえた記録誤り事例の分析
- 「地方年金記録訂正審議会(仮称)」… 各地方厚生局に設置
 - ・ 個別の訂正決定に係る審議(諮問・答申)
- 委員構成については、主に年金記録に係る事実関係の認定について審議を行うことから、社会保険実務や事業主の経理等に詳しい専門家に参集いただく必要がある。
- 具体的には、弁護士・社会保険労務士・税理士等の専門家による構成を想定。
 - ※ 委員構成は、現在の「年金記録確認第三者委員会」と同様の専門家。
- 運営に当たっては、ご本人の要望を受けて、調査員の出張等による聞き取り、審議時における意見聴取など柔軟に対応することを想定。また、ご本人や関係の事業主、同僚等のプライバシーに配慮しつつ、答申書の公表や議事要旨の公表を想定。

年金記録の訂正手続の施行について③

3. 事務処理の適正な実施を確保する取組

- 以下の取組により、事務処理の適正な実施を図る。
 - ・ 事跡管理システムを活用した事案情報の共有により、事案処理の整合性を確保。
 - ・ 事跡管理システムを活用して事案分析を随時行い、事務処理の改善に活用。
 - ・ 前例のない新たな事案については、中央(厚生労働本省)の事務室において一元的に分析・検討を行い、基本方針等の追加・改訂の必要があれば、「年金記録訂正分科会(仮称)」において審議(諮問・答申)。

4. 総務省の「年金記録確認第三者委員会」の事案の円滑な引継ぎ

- 新たな年金記録の訂正の審議が開始する際に、総務省の「年金記録確認第三者委員会」で審議中の事案についても、ご本人が希望すれば新たな手続で対応することができることとし、請求書の出し直しや事案調査のやり直しなど、ご本人に不利益・ご不便が発生しないよう、できる限り簡便な方法により、新たな手続に円滑に引き継ぐことが必要であり、現在、総務省とともに検討中。

年金記録の訂正手続の施行について④

5. 不服申立手続・司法手続

- 被保険者等において、年金記録の訂正請求権が法的に設けられたことにより、請求に対する決定が行政処分となり、この決定に不服がある場合には、不服申立手続や司法手続への移行が可能となった。
- 訂正決定(原処分)において、外部の民間有識者からなる合議体(地方審議会)の審議を経ていることを踏まえ、不服申立手続と司法手続への移行にあたっては、ご本人の希望により、どちらも選択できることとしている。(不服申立前置ではない。)
- 不服申立てについては、行政不服審査法に基づき、地方厚生(支)局の上級庁である厚生労働大臣に審査請求を行うこととなる。

I. 年金個人情報の訂正手続の創設

現在の訂正の仕組み

- ① 年金事務所での年金相談を契機とした記録誤りの訂正
 - ・ 被保険者等から資料の提示がなく、年金事務所でも客観的な事実が確認できない場合、一般的には訂正が難しい。
- ② 総務大臣への年金記録訂正のあっせん(年金記録確認第三者委員会の調査審議)を求める申立て
 - ・ 平成19年より、臨時・緊急的に設置したもの。恒常的な仕組みではない。
 - ・ 訂正の手続を整備することの要請。
「あっせんは事実上の行為に過ぎないため、あっせん内容に不服があるとして訴訟を提起しても却下される傾向」であり、「司法手続も考慮に入れた年金記録確認の仕組みが必要」(平成23年6月年金記録確認第三者委員会報告書)
- ③ 行政機関個人情報保護法に基づく訂正請求
 - ・ 訂正請求の前に、開示請求が必要。「ねんきん定期便」や年金相談で自身の記録を既に知っているの、やや煩雑。訂正決定(原処分)に第三者機関による調査審議の手続はなく、件数実績は少ない。

現在の年金記録の訂正事案

- 訂正が必要な年金記録の事案に変化。
 - ・ 過去の国民年金事案 → 厚生年金事案が中心
 [過去の保険料 納付の事実確認 に関するもの] [事業主の届出漏れ・誤りに起因するものも多い]
 - 総務省第三者委員会への申立て件数(受付件数ベース)

平成19年度	厚生年金	40%	国民年金	60%
平成24年度	厚生年金	85%	国民年金	15%
 - ・ 最近10年間の期間の訂正を求める事案が増加。

厚生年金事案における訂正対象期間	
平成15年(総報酬制導入)以降	77%
平成15年(総報酬制導入)前	23%

年金記録の訂正請求手続の創設

- 恒常的に発生し得る年金記録の誤り事案に対応できる訂正の仕組みを年金制度に整備することが必要。
- 
- 被保険者等が、厚生労働大臣に対し、年金の原簿記録の訂正を請求することができる手続を年金制度に創設。
 - ※ この手続の創設は、「ねんきん定期便」など被保険者等が日頃から自身の年金記録を確認できる仕組みが一定程度整備されてきており、これを契機とした迅速な年金記録の誤りの訂正を可能とするものであり、年金記録問題の再発防止や、適正な年金裁定の実施にも資する。
 - 請求に係る事実関係をできる限り明らかにするため、厚生労働大臣が関係機関に資料の提供等を求める根拠規定を設ける。
 - 訂正決定に係る客観性・合理性を確保するため、民間有識者からなる合議体(審議会)の審議を踏まえて、厚生労働大臣は訂正決定を行う。
 - 訂正請求が処分性のある行政手続として整備されるため、処分に不服があれば、不服申立手続や司法手続への移行が可能。
 - ※ 不服申立ては、行政不服審査法に基づいて厚生労働大臣に審査請求。不服申立てと訴訟提起は本人の選択(不服申立前置としない)。

- 年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すため、総務大臣の下に、年金記録確認第三者委員会を臨時・緊急的に設置。(平成19年6月22日)
委員会作成のあっせん案を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣にあっせん(※1)を行い、厚生労働省(日本年金機構)はこれを尊重して記録を訂正。

※1 総務省設置法(第4条第21号)に基づくあっせん「各行政機関の業務(中略)に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関する事」

- 判断及びあっせん案の作成に当たっては、申立ての内容が、社会通念に照らし、「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準としている。

(1) 年金記録確認中央第三者委員会

① 役割

- i) 年金記録に係る苦情あっせんに関する基本方針の策定 (平成19年7月10日総務大臣決定)
- ii) 各地方委員会があっせんを行うに際しての先例となるような苦情あっせん案の作成

② 場所: 総務省本省

③ 委員: 30人以内 (委員長: 高野利雄弁護士(弁護士(元名古屋高等検察庁検事長)))

(2) 年金記録確認地方第三者委員会

① 役割: 個別の苦情あっせん案の作成

② 場所: 各管区行政評価(支)局、沖縄行政評価事務所

※千葉・東京・神奈川の各行政評価事務所でも部会を開催

③ 委員: 各地方委員会ごとに以下のとおり

- ・関東 : 150人以内
- ・中部、近畿 : 40人以内
- ・北海道 : 30人以内
- ・東北、中国、四国、九州、沖縄: 20人以内

年金記録確認中央第三者委員会 委員名簿

【参考③】

平成26年6月10日現在

石倉	正仁	埼玉県社会保険労務士会会長	
内野	覚	元神奈川県社会保険労務士会副会長	
大山	昭久	全国社会保険労務士会連合会専務理事	
片岡	正光	税理士(行政相談委員)	
久禮	和彦	前東京都社会保険労務士会副会長	
神津	信一	東京税理士会会長	
児島	信弘	元春日部市総務部長	
瀬川	徹	弁護士	
◎	高野	利雄	弁護士(元名古屋高等検察庁検事長)
	戸内	洋二	元川崎市健康福祉局地域福祉部長
	内藤	信子	税理士
○	奈良	道博	元日本弁護士連合会副会長
	能田	宗建	税理士
	橋本	宏子	神奈川大学名誉教授
	松倉	佳紀	元日本弁護士連合会副会長
	南	砂	読売新聞東京本社調査研究本部長

(注) 五十音順、敬称略

◎は委員長、○は委員長代理、計16名

総務省年金記録確認第三者委員会の委員構成

(平成26年6月16日現在)

職 種	人 数
弁護士	56名
社会保険労務士	69名
税理士	45名
行政相談員	19名
地方公共団体元職員	25名
その他(※)	28名

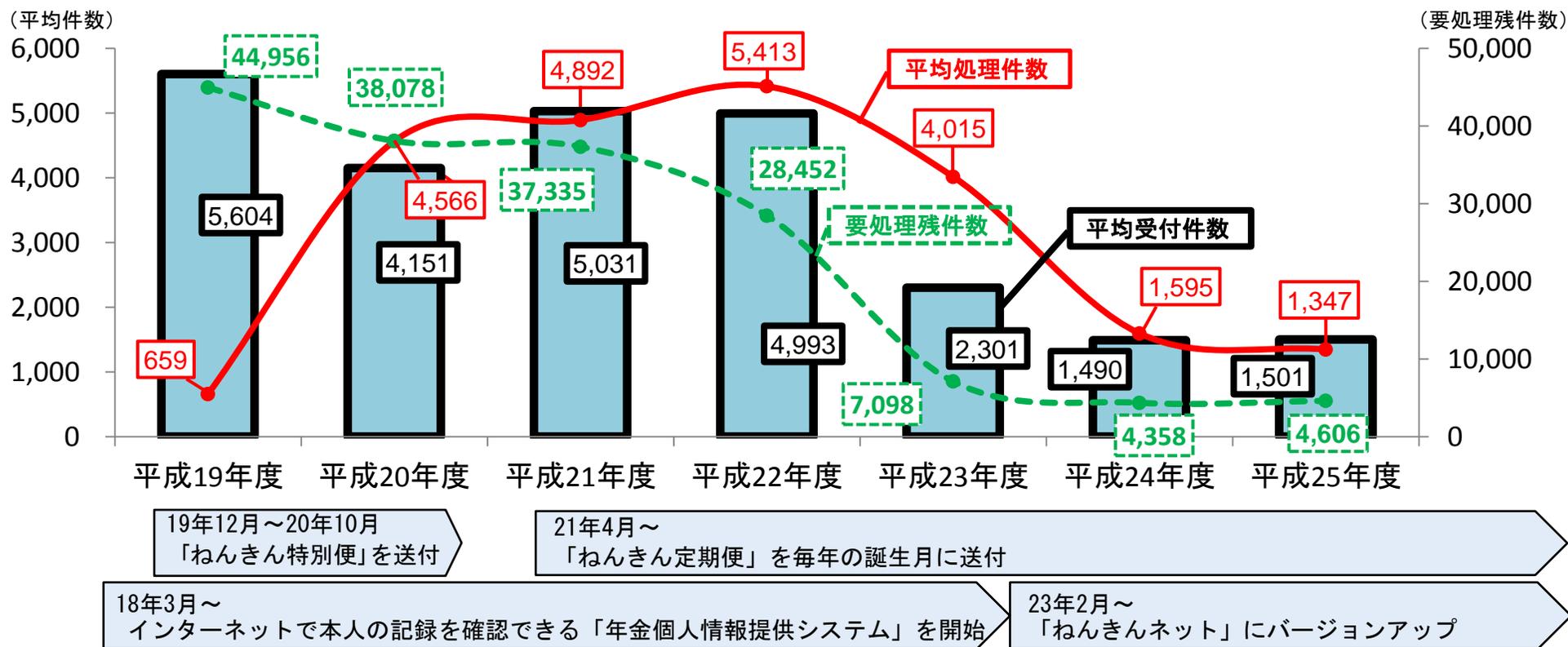
(※) 行政書士、司法書士、年金委員等

第三者委員会発足以降の申立ての受付件数と処理状況

【参考⑤】

- ▶ 第三者委員会発足以降、これまで約 28万件(約 13.6万件の記録回復)の申立てを処理。
(平成26年3月現在)
- ▶ 年金記録訂正に係る月平均の申立て受付件数については、下げ止まり傾向。
{ 平成23年度 月平均 約2300件 → 平成24年度 月平均 約1500件 → 平成25年度 月平均 約1500件 }

《 1ヶ月平均の申立て受付・処理件数と年度末要処理残件数の推移 》



(注) 出典:平成26年6月23日第2回年金事業管理委員会提出資料の〈図表7-2〉の数値を活用

- 1 棒グラフは、年金事務所等で受付件数(月平均)を示している。(数値は小数点以下四捨五入)
- 2 折れ線グラフの実線部分は、年金事務所(回復基準)・第三者委員会の処理件数(月平均)を示している。(小数点以下四捨五入)
- 3 点線部分は各年度末の要処理残件数を示している。(総務省年金記録確認第三者委員会より聞き取り)

新たな年金記録確認体制の構築

- より一層優れた年金記録確認の仕組みとすることが可能。
- 年金行政に対する国民からの信頼の確保に資する。

1. 一層迅速かつ効率的な事案処理

- ① 一義的には行政機関が記録訂正の要否を判断し、それに不服がある場合には合議制機関に判断を求める二審制的な仕組みを導入することで、最終的な判断の公正・中立性、第三者性を現状と同様に担保しつつ、一義的な結論を出すまでの期間を現状より短縮。
- ② 合議制機関の体制も現状より縮小可能。

2. 体制の一元化による効果的な取組

- ① 総務省及び厚生労働省の2省にまたがる二元体制を、年金行政の体系の下に一元化することで、年金記録確認の取組全体をより効率的・効果的に実施。

3. 司法手続も考慮に入れた年金記録確認の仕組み

- ① 第三者委員会の判断（＝総務大臣の行うあっせんの案の作成）について訴訟を提起しても、あっせんは事実上の行為に過ぎないため、却下される傾向。
- ② 新たな体制の構築により司法手続も考慮に入れた仕組みとすることも可能。

以上を踏まえ、新たな年金記録確認体制の構築について政府において早急に検討を進め、必要な対応をとるよう強く要請。